

計画作成年度	令和 7 年度
計画変更年度	
計画主体	香春町

香春町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課 農林業振興係
 所 在 地 福岡県田川郡香春町大字高野 9 9 4
 電 話 番 号 0 9 4 7 - 3 2 - 8 4 0 6
 F A X 番 号 0 9 4 7 - 3 2 - 4 8 1 5
 メールアドレス sangyo-shinko@town.kawara.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、シカ、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福岡県香春町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稻	370千円	0.49ha
	豆類	305千円	1.25ha
	小 計	675千円	1.74ha
ニホンザル	野菜	684千円	0.36ha
	豆類	73千円	0.30ha
	果樹	219千円	0.09ha
	小 計	976千円	0.75ha
シカ		－千円	－ha
アライグマ		－千円	－ha
アナグマ		－千円	－ha
合 計		1,651千円	2.49ha

(2) 被害の傾向

ニホンザルは主に香春岳周辺に出没し、特に野菜や果樹等の被害があり、群れで行動し、水田や畑を荒らすため、農業者の営農意欲が低下している。出没時期は一年中であり、主に夏野菜が収穫される7月以降に被害が目立つ。生息状況は個体数の増加により群れが分かれており、香春岳周辺を縄張りとする大きな群れと大字採銅所の一部（大内原、宮原）から大字鏡山を縄張りとする小さな群れがあり、加えて近隣の他市町村から香春町に来る群れもみられる。

イノシシは個体数の増加により、山間部から市街地近郊の水田や畑にも出没し、水稻への被害が広がっている。また、畦畔や畑など広範囲にわたる地面の掘り返しや家庭菜園での被害も発生している。出没時期は一年中であり、被害は町内全域に広がっている。

シカは被害金額・面積の報告はないものの、山間部でほぼ一年中出没している。また、水稻の幼穂や植栽樹の苗木を採食される農林業被害、目撃情報や家庭菜園などの生活被害が発生している。

アライグマ・アナグマは被害金額・面積の報告はないものの、家庭菜園などの被害、糞害や一般家屋の屋根裏への侵入等の生活被害が広がっている。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル	被害金額	976千円	810千円
	被害面積	0.75ha	0.63ha
イノシシ	被害金額	675千円	560千円
	被害面積	1.74ha	1.45ha
シカ	被害金額	－千円	－千円
	被害面積	－ha	－Ha
アライグマ	被害金額	－千円	－千円
	被害面積	－ha	－Ha
アナグマ	被害金額	－千円	－千円
	被害面積	－ha	－Ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会員で構成している有害駆除員に対象鳥獣の捕獲を依頼している。 イノシシ・シカについては銃・罠、アライグマ・アナグマについては罠で捕獲している。 ニホンザルについては地域住民と一緒に追いかい活動を実施し、計画的に捕獲を実施する。	猟友会の高齢化、免許保持者の減少により、従事者の確保が今後の課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	国庫事業の鳥獣被害防止総合支援事業を活用して集落単位で協力し、侵入防止柵を設置している。それ以外に電気柵の設置、トタン柵、防除網を設置して自己防衛に努めている。	補助事業を活用して侵入防止柵を設置してきたが、事業要件を満たせず設置できない地区に被害が集中しているため著しい被害額の減少に至っていない。

(5) 今後の取組方針

イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマについては、罠を主として捕獲数の増加を図り、従事者の育成に努め、捕獲従事者を増やし捕獲にあたる。また、地域住民に対して、加害獣のエサとなる野菜くずの放置抑制や緩衝地帯の設置により侵入しにくい環境づくりを指導・啓発するとともに、防護柵の整備を推進する。 ニホンザルについては、福岡県ニホンザル対策基本方針に基づいて、地域全体での追いかい体制を確立し被害防止に努めるとともに、群れの規模を管理しながら捕獲を実施する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、猟友会員で構成している有害駆除員が捕獲にあたる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	イノシシ・ニホンザル・シカ・アライグマ・アナグマ	罠を主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、狩猟免許取得の啓発も進めていく。
R 9	イノシシ・ニホンザル・シカ・アライグマ・アナグマ	罠を主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、狩猟免許取得の啓発も進めていく。
R 1 0	イノシシ・ニホンザル・シカ・アライグマ・アナグマ	罠を主として捕獲をすすめる一方、捕獲従事者の育成・指導にも努める。また、狩猟免許取得の啓発も進めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ・シカについては福岡県鳥獣保護管理事業計画及び福岡県第二種特定鳥獣管理計画を遵守し、過去３年の有害鳥獣捕獲実績及び生息状況に関する情報を元に算出。
ニホンザルについては近年の捕獲実績・生息状況に考慮し算出する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度
イノシシ	1 5 0	1 5 0	1 5 0
ニホンザル	1 5	1 5	1 5
シカ	1 0 0	1 0 0	1 0 0
アライグマ	5 0	5 0	5 0
アナグマ	3 0	3 0	3 0

捕獲等の取組内容

箱罠、くくり罠、小型罠、銃により１年を通じて有害捕獲を実施しており、罠に関しては被害調査等を行い住民からの被害情報を元に設置する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵設置 延長L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵設置 延長L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵設置 延長L=5,000m
ニホンザル	電気柵の設置 7基	電気柵の設置 7基	電気柵の設置 7基

2) その他被害防止に関する取組

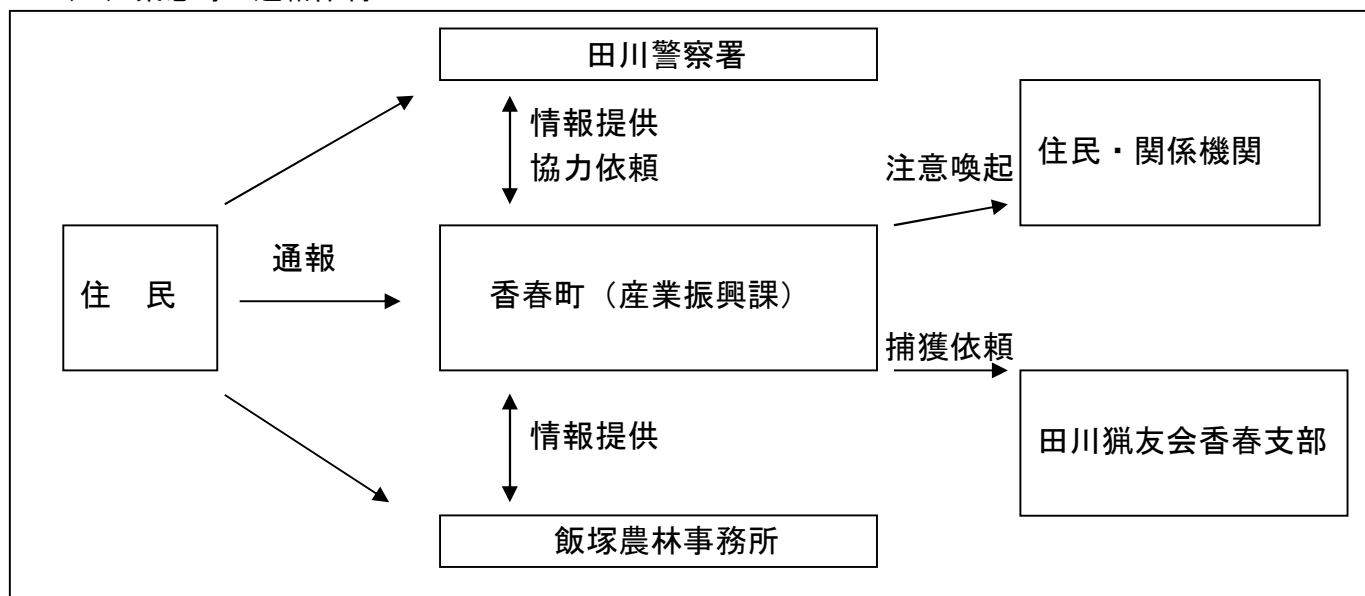
年度	対象鳥獣	取組内容
R8	イノシシ・シカ・アラ イグマ・アナグマ	放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。
	ニホンザル	職員及び住民による追い払い活動を積極的に行う。 放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。
R9	イノシシ・シカ・アラ イグマ・アナグマ	放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。
	ニホンザル	職員及び住民による追い払い活動を積極的に行う。 放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。
R10	イノシシ・シカ・アラ イグマ・アナグマ	放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。
	ニホンザル	職員及び住民による追い払い活動を積極的に行う。 放任果樹の撤去等を指導。 生息状況の情報収集及び啓発。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香春町役場（産業振興課）	住民及び関係機関への注意喚起・情報提供、猟友会と協力し追い払い・捕獲等の実施
田川猟友会 香春支部	追い払い・捕獲活動
田川警察署	住民の避難誘導等の安全確保、周辺の警戒、追い払い・捕獲等の協力
飯塚農林事務所農山村振興課	情報提供、技術的な助言及び必要な援助

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は、捕獲者が衛生に注意して獣肉として処理するか捕獲現場等に埋設する。
ニホンザルについては、メスの成獣の場合は行動域調査のため（発信器取り付け）に利用する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の食品としての利用については、専用の施設等がなく、衛生面で食品としての流通は難しい。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	香春町鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
香春町役場 JAたがわ 田川普及指導センター 町内区長会代表	事務局 被害防止施策の立案
JAたがわ	被害状況の把握及び調査
田川猟友会香春支部	個体数調整及び捕獲員の育成
田川普及指導センター	被害防除に対する助言
町内区長会代表	被害状況の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	被害防除に対する指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成：町職員 2 名 活動：追い払い活動、防護柵等の設置や助言、出没状況等の調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ニホンザルについては、地域住民も参加しての追い払い体制の確立に努める。協議会との情報の共有を図り、被害防除に努める。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

銃による捕獲は、捕獲従事者の高齢化や猟銃の所持許可の取得が難しくなっていることから、捕獲従事者の確保が困難となっている。このため筑豊地域有害鳥獣捕獲等被害防止対策協議会及び田川地域サル等被害対策協議会と連携し、効率的な広域捕獲のあり方を協議する。また、各関係機関及び近隣市町村との連携を図り補助事業等を最大限に活用し被害の減少を目指す。
--